一戸建て住宅の各省ｴﾈ基準等の関係(概要図)

【趣旨】一戸建て住宅の省ｴﾈ基準や制度等は、種類は多く内容が高度な上に相互に関係しており、複雑で難解です。このため国の資料等を利用して、全体の関係をまとめましたので、業務の参考にしてください。ただし、あくまで概要を理解するためのものであり、詳細は各基準、制度等をご確認ください。

H27.2.2

(株) 広島建築住宅ｾﾝﾀｰ

注意
・略字：H○→平成○年
・「基準」等と、「適合」した[○○住宅]等は区別

(ﾄｯﾌﾟﾗﾝﾅｰ基準)
(一次ｴﾈ等級5)ﾚﾍﾞﾙ

設備 ②

(一次ｴﾈ等級4)
(断熱等級4) ﾚﾍﾞﾙ
(省ｴﾈ基準(期限有))

「設備」で使用するｴﾈﾙｷﾞｰ量に関する基準

一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量10%ﾏｲﾅｽ→設備と外皮の両性能を向上

外皮 外皮 外皮

「躯体」を通しての熱損失の防止に関する基準

(一般) (木造のみ)
ﾎﾟｲﾝﾄの発行対象となる省ｴﾈ性能のﾚﾍﾞﾙ→一般的な省ｴﾈ概念の整理に有効

省ｴﾈ法(住宅)

住宅事業建築主は基準に適合させて、ﾗﾍﾞﾙ貼付、ﾌﾗｯﾄ35SA 可

・ﾄｯﾌﾟﾗﾝﾅｰ基準
(住宅事業建築主(150戸/年以上)の判断基準(告示)※3)

・住宅省ｴﾈﾗﾍﾞﾙ指針
・[ﾗﾍﾞﾙ適合住宅](告示)※2

・H11基準(※6、7)(次世代省ｴﾈ基準) H27.3まで

・H25基準(※4、5)(建築主の判断基準→詳細計算ﾙｰﾄ)
・外皮の熱性能
・一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量(設計施工指針)
・【本則】(仕様→計算ﾙｰﾄ)
・【附則】(開口比率→仕様)

改正 ③

・H4基準(新省ｴﾈ基準)

・S55基準(旧省ｴﾈ基準)

計算ﾙｰﾄ：判断基準と本則の場合で低炭素等の他基準の適用の可否に注意

④

性能表示制度の項目が長期優良住宅の基準項目とほぼ同じになり、性能評価が判断しやすくなった

性能表示制度の見直し	[～H27.3]	[H27.4～]
①構造の安全	●	●
②火災時対策	●	○
③劣化の軽減	●	●
④維持管理	●	●
⑤温熱環境	●	●
⑥空気環境	●	○
⑦光・視環境	●	○
⑧音環境	○	○
⑨高齢者対策	●	○
⑩防犯対策	●	○

住宅性能表示制度(品確法) ※1

⑤

● 5 温熱環境 H27.3まで	● 5 温熱環境・ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量 H27.4から	
5-1 省ｴﾈﾙｷﾞｰ対策等級	5-1(H26.2～) 断熱等性能等級 ｲ外皮平均熱貫流率 ﾛ 冷房期の平均日射熱取得率 ﾊ 結露対策	5-2 一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量等級
・等級4(H11基準相当)	・等級4(H25基準相当)	・等級4(H25基準相当)
・等級3(H4基準相当)	・等級3(H4基準相当)	
・等級2(S55基準相当)	・等級2(S55基準相当)	
・その他(等級1)	・その他(等級1)	・その他(等級1)

③ 改正 ⑥

結露対策は、H25基準では配慮事項だが断熱等性能等級では必須

H4基準、S55基準の告示類は廃止されており、H25基準の告示を引用して各等級の基準を構成

H25基準の設計施工指針【附則】仕様基準の注意点：①開口部比率の確認が必要、②等級4のみに設定(等級3、2に係る基準はない)、③認定低炭素住宅には使えない、④H11仕様基準と異なる点がある、⑤適用は当分の間

⑥

認定低炭素住宅 ※8

●認定基準(市街化区域外)

・H25基準比：一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量10%ﾏｲﾅｽ
・低炭素化に資する措置

・H25基準同等以上の断熱性能

⑥省ｴﾈﾙｷﾞｰ対策
・断熱等性能等級4
(≒H25基準)
(→性能表示の「ﾊ 結露対策」)

長期優良住宅 ※9

①劣化対策(等級3)
②耐震性(等級2以上)
④維持管理・更新の容易性(専用配管の基準)(等級3)
⑥省ｴﾈﾙｷﾞｰ対策(等級4)
⑦住戸面積
⑧居住環境
⑨維持保全計画
〈3可変性、5高齢者等対策は共同住宅が対象〉

省ｴﾈ住宅ﾎﾟｲﾝﾄ

H26年度補正予算で実施見通し ⑤

●<新築>最大30万ﾎﾟｲﾝﾄ

【一般】
・ﾄｯﾌﾟﾗﾝﾅｰ基準相当
・一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量等級5(低炭素基準相当)
・[ﾎﾟｲﾝﾄ対象住宅証明、省ｴﾈﾗﾍﾞﾙ適合証、住宅性能評価書(一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量等級5)、低炭素住宅、ﾌﾗｯﾄ35SA(省ｴﾈ性)]

【木造】
・一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量等級4(H25基準相当)
・断熱等性能等級4 (H25基準相当)
・省ｴﾈﾙｷﾞｰ対策等級4 (H11基準相当)
・[ﾎﾟｲﾝﾄ対象住宅証明、住宅性能評価書(断熱、ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量等級4)、ﾌﾗｯﾄ35SB(省ｴﾈ性)、長期優良住宅、すまい給付金]

●<ﾘﾌｫｰﾑ>最大30万ﾎﾟｲﾝﾄ
(耐震改修を伴う場合45万ﾎﾟｲﾝﾄ)、
(工事内容に応じ3千～12万ﾎﾟｲﾝﾄ)、
(既存住宅購入を伴うﾘﾌｫｰﾑはﾎﾟｲﾝﾄ加算)
・窓の断熱改修
・外壁、屋根・天井、床の断熱改修(部分断熱可)
・設備ﾛ改修(ﾛ住宅設備3種類以上)＋上記のいずれかに伴う以下の工事等
①ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ改修
②ﾛ住宅設備の設置(太陽熱利用ｼｽﾃﾑ、高断熱浴槽、節水型ﾄｲﾚ、高効率給湯器、節湯水栓)
③ﾘﾌｫｰﾑ瑕疵保険への加入
④耐震改修

ﾌﾗｯﾄ35

H26年度補正予算で、A・Bﾌﾟﾗﾝの金利下げ0.3%→0.6%に拡大の見通し

●S<金利Aﾌﾟﾗﾝ(10年間、0.3%金利下げ)>
・[ﾄｯﾌﾟﾗﾝﾅｰ基準適合住宅]
・[認定低炭素住宅]
・[長期優良住宅]
・耐震等級3、高齢者等配慮対策等級4
1以上適合

●S<金利Bﾌﾟﾗﾝ(5年間、0.3%金利下げ)>
・省ｴﾈﾙｷﾞｰ対策等級4、断熱等性能等級4
・劣化対策等級3＋維持管理対策等級2以上
・耐震等級2以上、・免震建築物
・高齢者等配慮対策等級3以上
1以上適合

●一般のﾌﾗｯﾄ35
・省ｴﾈ対策等級2　・その他の技術基準

すまい給付金

	〈新築住宅〉	〈中古住宅〉
ﾛｰﾝ利用者	・かし保険加入	・(同左)検査と保険
	・[建設住宅性能表示住宅]	・[既存住宅性能表示住宅]
現金取得者	一上記ﾛｰﾝ利用者要件に加えてー	
	・[ﾌﾗｯﾄ35S住宅(省ｴﾈ性等)]	等

補助金

●地域型住宅ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ化事業(国)、最大100万円/戸
・[長期優良住宅]、・地域材の活用
・[住宅の省ｴﾈ技術講習の修了者が携わる住宅]

●住宅のｾﾞﾛ・ｴﾈﾙｷﾞｰ化推進事業(国) 最大165万円/戸、対象：年間新築50戸未満の工務店
・[年間の一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量が概ねｾﾞﾛとなる住宅]
・H25基準の外皮基準適合

●長期優良化ﾘﾌｫｰﾑ推進事業、(国)最大100万円/戸
・S基準：新築の長期優良住宅と概ね同基準
・A基準：S基準に満たないが一定の性能向上あり(断熱等性能等級3＋開口部断熱など)

●ﾈｯﾄ・ｾﾞﾛ・ｴﾈﾙｷﾞｰ・ﾊｳｽ支援事業(経)、最大350万円/戸
・[年間の一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量が概ねｾﾞﾛとなる住宅]
・H25基準の外皮基準適合
・高性能設備と制御機構等を組み合わせたｼｽﾃﾑ導入

減税

●住宅取得資金に対する非課税措置拡大
・断熱等性能等級4　・耐震等級2以上

●住宅ﾛｰﾝ減税控除枠拡大、固定資産税減税期間延長
・[長期優良住宅]　・[認定低炭素住宅]

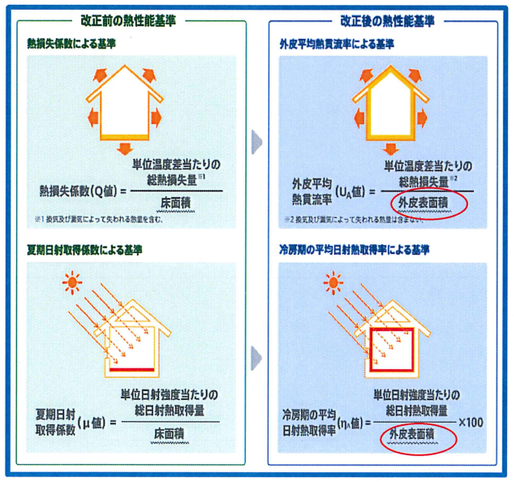

☆H25基準や全体の関係の理解のためのﾎﾟｲﾝﾄ☆

①前基準とH25基準(新基準)の主要な違いは、次の2点
・外皮基準は、外壁、開口部等の仕様に応じて総熱損失量、総日射熱取得量を計算し、前基準は各々を床面積で割った(Q値)が、新基準では外皮表面積で割り(U値、下表の基準をｸﾘｱｰする必要(広島は4,5,6地域)
・新基準は、外皮性能に設備による一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量を加え総合的に評価

②一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量は、各設備の性能を専用ｿﾌﾄに入力して計算→H25基準は等級4とし、消費量が10%ﾏｲﾅｽを等級5(ﾄｯﾌﾟﾗﾝﾅｰ、低炭素)と設定

③新基準はH27.4～適用、前基準は～H27.3だが、一部で適用が前後

①

改正前の省エネルギー基準 [平成11年基準]

地域区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
熱損失係数の基準値 [W/(m²·K)]	1.6	1.9	2.4	2.7		3.7
夏期日射取得係数の基準値	0.08			0.07		0.06

改正後の省エネルギー基準 [平成25年基準]

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値[W/(m²·K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
冷房期の平均日射熱取得率の基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

①

④一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量の計算は、外皮の熱還流率の影響を受けるため、各設備の性能(▷高↔低)のみでなく、外皮の性能(◁低↔高)も合わせて検討

⑤省ｴﾈ法の改正→性能表示制度の改正が基本で→他の制度等へはその主旨により、断熱性能、一次ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量、その10%ﾏｲﾅｽなどで派生、準用

⑥「相当」等は、当該基準の一部又は追加適用などがあり注意(吹出し参照)

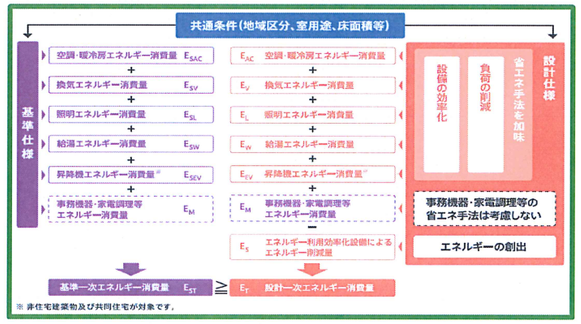

【住宅性能表示制度関連】[凡例]国：国土交通省、経：経済産業省、環：環境省、H00：平成00年
※1 日本住宅性能表示基準(H13国告示1346号)

【省ｴﾈ性能基準関連】
※2 特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針(H21国告示634号)
※3 特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業主の判断基準(H21経・国告示2号)
※4 ｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(H25経・国告示1号)
※5 住宅に係るｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(H25国告示907号)
※6 住宅に係るｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化に関する建築主の判断の基準(H18経・国告示3号、廃止、経過措置H27.3.31まで)
※7 住宅に係るｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(H18国告示378号、廃止、経過措置H27.3.31まで)

【認定低炭素住宅、長期優良住宅関連】
※8 建築物に係るｴﾈﾙｷﾞｰの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(H24経・国・環告示119号)
※9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(H21国省令3号)、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(H21国告示209号)

【参考資料】
○住宅省ｴﾈﾙｷﾞｰ技術施工技術者講習ﾃｷｽﾄ―基礎編―(全国木造住宅生産体制強化推進協議会)
○省ｴﾈ住宅ﾎﾟｲﾝﾄについて(国土交通省)
○住宅性能表示制度が見直されますﾘｰﾌﾚｯﾄ、国土交通省等)
○住宅・建築物の省ｴﾈﾙｷﾞｰ基準(一社)日本ｻｽﾃﾅﾌﾞﾙ建築協会